

山口県部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン(素案)【概要】

はじめに（本ガイドラインの趣旨・対象）

- 国が令和7年12月にガイドラインを策定し、認定制度・補助制度を創設。
- 県としても、こうした動きに対応し、取組を加速させるため、基本的な考え方や取組方針等を示すガイドラインを策定。
- 主な対象は公立の中学校等。

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念

- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するために、地域全体で関係者が連携して支える。

2 取組の類型・名称

- 学校部活動から地域クラブ活動に展開することを「地域展開」という。

3 改革の方向性

- 令和8(2026)～令和13(2031)年度の6年間を「改革実行期間」と設定。
- 休日は、改革実行期間内に、原則、全部活動の地域展開実現を目指す。
- 平日は、地域の実情等に応じた取組を実施。

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1 地域クラブ活動の在り方

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

新2 地域クラブ活動に関する認定制度

- 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、市町等による認定制度を導入。

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

2 各種課題への対応

- ▼運営団体・実施主体の整備等 ▼指導者の確保・育成
- ▼活動場所の確保 ▼活動場所への移動手段の確保
- ▼生徒の安全・安心の確保 ▼障害のある生徒の活動機会の確保

3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

IV 学校部活動の在り方

1 適切な運営のための体制整備

▼学校部活動に関する方針の策定等 ▼指導・運営に係る体制の構築

2 適切な指導及び安全・安心の確保

▼暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

▼合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

▼競技ごとの指導手引きの普及・活用

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【中学校等】休 養 日：週 2 日以上、

活動時間：平日 2 時間程度、休日 3 時間程度

【高等学校】休 養 日：原則、週当たり 2 日以上

活動時間：学期中の平日 2 時間程度、休業日 3 時間程度

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

5 安全管理と事故防止

V 大会・コンクールの在り方

1 生徒の大会等の参加機会の確保

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

3 生徒の大会等の安全確保

4 大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

新 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等

新 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊 地域クラブ活動に関する認定制度

1 定義・呼称

2 認定要件

▼学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動

▼適切な活動時間や休養日の設定 ▼低廉な参加費の設定

▼指導・安全・運営に関する適切な体制の確保 ▼学校等の連携

3 認定手続等

4 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

5 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

別紙 1 認定要件の具体的な確認事項

別紙 2 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度